

電子決済等代行業者との契約内容の公表について

株式会社群馬銀行(以下、「当行」という)は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、アビームコンサルティング株式会社(以下、「アビーム社」という)との接続における契約内容の一部を公表いたします。

* 電子決済等代行業者の提供サービス

・キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS。以下、「本サービス」という)

1. アビーム社の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該賠償についての当行とアビーム社との賠償責任の分担に関する事項

- (1) アビーム社は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償または補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償する。ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、アビーム社は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方にに基づき、利用者に補償するものとする。

2. アビーム社が取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のために行う措置並びにアビーム社が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置

- (1) アビーム社は、利用者情報（当社においてこれを加工した情報を含む。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとする。
- (2) アビーム社は、本サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、講じなければならない。
- (3) 当行は、アビーム社による利用者情報の適正な取扱い及び安全管理措置が不十分であると判断したときはアビーム社に改善を求めることができ、改善が十分になされ

ていないと判断した場合は、本サービスの停止または接続を停止することができる。

3. アビーム社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関してアビーム社が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に当行ができる措置

- (1) アビーム社は、電子決済等代行業再委託者(※)に対し利用者情報を提供する場合、アビーム社と同等の義務を負わせ、これを遵守させる。

(※) 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に該当する事業者のことをいいます。

- (2) アビーム社は、電子決済等代行業再委託者に対し、セキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、電子決済等代行業再委託者との間で接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとする。当行は、上記(1)の義務の不履行があり、又は、当社が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと判断するときは、アビーム社に接続の停止を求めることができるものとする。